

國第百八十六回
參議院憲法審查會會議錄第

平成二十六年五月二十一日(水曜日)

午後三時四分開会

委員の異動

卷六

林久美子君

出席者は左のとおり

幹會長事

卷一

赤池	誠章君
佐藤	正久君
中川	雅治君
丸川	珠代君
小西	洋之君
西田	眞敷君
白	貴之君
清水	公太君
松田	寅仁君
仁比	正弘君
石井	昌宏君
石田	隆史君
宇都	敏志君
大家	沼みづ君
大沼	義雄君
木村	経夫君
北村	大君
熊谷	良祐君
上月	宏文君
滝波	茂君
豊田	俊郎君
當故	
小坂	
	憲次君

事務局側	衆議院議員	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發
憲法審查會事務	議者者者者者者者者者者者者者	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議
情野秀樹君	船田元君	中谷一雄君	北側幸男君	枝野英弘君	馬場光成君	三谷伸幸君	畠中英弘君	鈴木昌景君	元君	元君	元君	元君	元君

○藤末健三君 民主党的藤末健三でございます。
日本国憲法の改正手続に関する法律の改正について
まして御質問申し上げます。
まず、一つ目にございまるのは、日本国憲法の
立憲主義について御質問申し上げます。
我が民主主義国家の憲法は、主権者である国民
が国家権力であります政府を縛る國の最高法規で
ございます。そして、国民投票は、憲法改正に關
し主権者の意思を見定める法の手続であります。
しかしながら、今、国民投票法を整備し、国民
投票の対象をどうするか議論されているこの状況
の中で、從来、明確に国民投票を要すると理解さ
れてきました憲法の基本原理に関わる問題につい

す。

なお、この憲法解釈の枠内にあるか否かを判断する場合に特に注意をしなければいけない点を、

ちょっと幾つか申し上げてみたいと思います。
一つは、憲法というのは国家の基本法であり、
他の全ての法令の基本的な土台となるものであり

ますので、憲法解釈の変更は国民の生活や他の法令にも大きな影響をもたらすものでありますて、

特に強い法的な安定性が求められるのではないかということ。

しての強い法的安定性が求められるがゆえに、憲法の解釈については、文理的には解釈の枠内に複数の解釈が可能である。しかし、この

数の解釈の選択肢があり得る場合であっても、そのうち一つの解釈が長い時間掛けて積み重ねられてきた場合にはその解釈の選択の余地が狭

まるといふことも併せて考えなければいけないの
ではないかと思つています。

法的安定性の要請は、新しい解釈が文理解釈の枠
内に収まることによってのみ可能である。

内にあり、かつ法的安定性を満たす解釈変更が考えられる場合であつても、従来の解釈との論理的な整合性を担保した形でなされなければならぬ、こういうふうに考えております。

今回の集団的自衛権の行使に関する憲法解釈といふのは、もちろんこれが解釈である範囲内においては、これは憲法改正の必要はにわかには認められないと思ひますけれども、しかし、憲法の特に平和主義と言われている重要な根幹に関わる部分の解釈の変更ということになるわけでありますので、この点については慎重にも慎重を期して議論をしていくことが必要であると、このように個人的には思つております。

○藤末健三君 船田発議者にお聞きしたいんですが、これは新聞記事でございますけれども、船田発議者は十九日に、これは党の会議だと思ひますが、憲法改正、いわゆる国民投票で民意を問う手段は現在取れない、代替案として衆議院解散で民意を問うべきだという意見も選択肢の一つであるといふふうに述べられましたが、これは事実でしようか。そして、これについての考え方をお聞かせください。お願ひします。

○衆議院議員(船田元君) お答えいたします。

今、藤末先生から御指摘をいたいたいた点はそのとおりでござります。私が申し上げたかったのは、もちろん今回の政府における憲法解釈の変更、集団的自衛権に関わる部分でございますが、それにつきましては、やはり憲法そのものの改正というのがかなり先の話になるだろうと、こういふことを考えれば、やはりここは解釈という形で、これらの現状と将来における我が国の安全保障をより全うたらしめるためには、これはやむを得ず解釈の変更によつて対応せざるを得ない、そういう私は基本的な考え方方あります。

しかし、問題はやはり手続であるといふうに思つております。平和主義という非常に我が國の憲法の根幹に関わる部分において解釈の変更を行う、解釈の範囲内であればこれは民意を問う必要はないという、そういう考え方もあると想ひます

けれども、私は、やはりここは重大なことでござりますので、憲法改正という民意を問う最高の手続ではないけれども、次善の策ということで衆議院の解散を行つて民意を問うという、その手続も

院の解散を行つて民意を問うという、その手続も

されないとおり、私はもう民主主義の基盤は手続だと思

います。手続を無視した様な政策の決定、それ

はあり得ないということを是非審査会の皆さんに

も御理解いただきたいと思っております。

続きまして、具体的な国民投票の手続につい

て、幾つか論点を定めまして議論させていただき

たいと思います。

まず一つ目にございまするのが国民投票における

過半数、この問題でござります。

賛成票と反対票の合計をして総得票とし、そし

て、無効票を除く有効投票総数の過半数をこれは意

味しているわけでござりますが、この場合、有権

者総数の例えは一割、二割、三割とかしか賛成し

ていらないにもかかわらず憲法が改正される事態が

起こる可能性がござります。実際にほかの国での事

例を調べますと、イタリアで三割ぐらいの投票率

で憲法を改正されたという事例がございました

が、このような点につきましてどのように考

え、発議者の考え方をお聞かせください。お願ひしま

す。

○衆議院議員(船田元君) 最低投票率の問題につ

いていたときにもこの問題は大変議論になりまし

た。参議院における憲法特別委員会におきまして

も相当な議論があつて、附帯決議にも付いている

ところことは承知をしていることでござります。

ただ、この最低投票率を設けることによる幾つ

伸び残つてゐると私は思つておきます。様々な論

点があることはもう存じ上げてゐるんですけど、それだけは

申し上げさせていただきたいと思ひます。

パラドックスというものがありまして、最低投票

率を設けた途端に、最低投票率を満たした方が満たしていない場合よりも民意を反映しないといふ問題があります。

それから、この最低投票率を設けることによ

り、やはりこの成立を阻もうということでボイコット運動が全国的に発生をする、そういう危険性もあるのではないかと、そういうふうに思つてお

ります。

また、本来、投票に行かないということの、そ

の自由といいますか、選択をした投票権者の意

思、これを賛成又は反対のいずれかの投票の意思

の表明だとみなすのは、これは行き過ぎではない

かと、こんなことを考えております。

以上の理由、ほかにも幾つかありますけれども、そういうことで、我々としては最低投票

率は設けないという、そういうことで前回の七年

前、八年前の議論は一旦結論を出したと、こうい

うことでござります。

ただ、諸外国の例、いろいろ先生も今イタリア

の例も申し上げられましたけれども、そういう例

を見ますと、この最低投票率についても、やはり

これから実際に施行されてからも、これは永久に

このことでござります。

ただ、諸外国の例、いろいろ先生も今イタリア

の例も申し上げられましたけれども、そういう例

を見ますと、この最低投票率についても、やはり

これから実際に施行されてからも、これは永久に

このことでござります。

○衆議院議員(船田元君) の審議でこの最低投票率の問題をずっとやつた張

本人なんですよ。それで、きちんと附帯決議を残

し、議論を進めるようにと書いたわけでございま

すが、その問題を提起した張本人として申し上げ

たいのは、今回の議論、まだ全然煮詰まつていな

いのではないかと私は思つております。様々な論

点があることはもう存じ上げてゐるんですけど、それだけは

申し上げさせていただきたいと思ひます。

そして、次にございまるのは運動期間でござい

ますけれども、国会が憲法改正案を発議して六十日

以後百八十日以内とされていますその期間につい

て、最も短い例えは六十日となれば、国民、最後

に決める国民が憲法改正案を熟慮する時間が足り

ないのではないかと考えます。ですから、私は、

何らかの意味でより長い期間を担保することが必

要だと考えますが、その点いかがでございました

うか。

また後ほど申し上げる機会もあると思ひます。

○衆議院議員(船田元君) いわゆる国会の発議か

ら投票の間でござります。実際に国民投票運動が

行われる期間と考えてもよろしいのかと思つてお

りますが、その期間につきましては、この法律に

よつて我々が決めたのは、最低六十日、最大で百

八十日ということでございました。

また後ほど申し上げる機会もあると思ひます。

が、国民投票というのは一回だけで全て終わつて

しまうというものではなくて、何回かに分けて投

票が行われる、発議も行われると、その発議の内

容によりましてやはりその長短といふのは考え

られるべきものである、これは国会において決め

ると、こううことになりますので、これはこれ

からの話合いだらうというふうに思つております。

また後ほど申し上げる機会もあると思ひます。

が、国民投票というのは一回だけで全て終わつて

しまうというものではなくて、何回かに分けて投

票が行われる、発議も行われると、その発議の内

容によりましてやはりその長短といふのは考え

られるべきものである、これは国会において決め

ると、こううことになりますので、これはこれ

からの話合いだらうというふうに思つております。

比較的簡便なと言つたら恐縮ですが、比較的形

式的な改正といふものにとどまる、そういう問題

であれば六十日程度で済むのではないかという場

合もあるかもしれません。逆に、今議論となつて

おります九条の改正などといふときにはやはり相

当長い時間が必要である、百八十日は当然必要で

思つております。

ただ、じゃ、百八十日でも短いじゃないかとい

う御議論も当然あると思いますけれども、それに

つきましては、その発議がなされるまでの間に国

会の中で大変な議論が当然あるわけあります。

また、様々な広報の手段も予定をされておりま

す。したがつて、百八十日といふのは、私は、ど

うか。

熱慮をいただく期間としては私は適当であると、そういうふうに思つております。

○藤末健三君 まさしく発議者がおつしやるとおり、百八十日といふのは最適だと思うんですが、私は、例えば国会から発議するときに、非常な大きな問題であつても、例えばこれを無理やり通そうとしよう、じや六十日でやりましようといふことは決定できるわけじゃないですか、三分の二で出すわけですから。ですから、何かそういう暴走を止めるような仕組みをどこかでビルトインする仕組みがあるのでないかということは、これはちよつと問題点の提案だけはさせていただきたいと思います。必ず、憲法改正という大きな議論があるときに、その歯止めを掛けるというのは、我々、この法律の本質だと思いますので、その点を是非問題提起をさせていただきたいと思いま

す。次にございますのは、これはもうある程度衆議院の議論でも明らかになつてござりますけれども、憲法改正案に対する投票の方式について。改正事項が非常に複数にわたり多い場合に、そのときに一括に投票するか個別に投票するかということがあります。○衆議院議員(船田元君) 今御指摘の点でござりますが、私どもとしては、現行法にも明記をされておりますが、内容において関連する事項ごとに区分して行う、こういうことで、個別発議という原則を私たち採用することとしたしました。そういう中で、じゃ、何が内容において関連をするものかということでございますが、これも私は、基本的には国会においてそれを決めていくということが第一義的にあると思つております。もちろん、第三者あるいは有識者という方々に一定の意見を聞いて、それを参考にするといふふうに思つております。そこで、二十歳から十

とは、これはやつてもよろしいのではないか、むしろやるべきであるというふうに思いますが、その有識者に委ねてしまふ、あるいはその有識者の意見に拘束力を持たせるということは、ちよつとこれは適当ではないのではないかというふうに思つております。あくまで国会の意思によつて、国会の良識によつて決めるべきもの、このように思つております。

○藤末健三君 最後に、投票年齢についてお話しをさせていただきたいと思います。公職選挙法の選挙権の年齢と民法上の成年の年齢をこの国民投票法に合わせて十八歳に引き下げます。しかし、実際にいろんなことを、各省庁の話を聞いていますと、その具体的な方策についてでは意見が全然違うなど、考へ方が違うなと思ひますし、実際に政府内で成案を得るには至つてない状況でござります。

これはやはり国民投票法の投票権の年齢、公選法上の選挙権の年齢、そして民法上の成年の年齢が、それぞれ基本的な理念、性格が違うからではないかというふうに考えますが、その基本的な性

格が異なる前提で、いま一つ考へを整理することが必要ではないかと考えております。そうでなければ四年後に法律全体の整備をするということは決まつているわけですが、整備がされ

ます。そこで、その点につきまして発議者の御意見をお願いいたします。

○衆議院議員(船田元君) 今御指摘の点でござりますが、私はこれ、国民投票法とほかの公選法とか民法との整合性が取れなくなる危険を感じているわけでございますが、その点いかがでございましょうか。

○衆議院議員(船田元君) 今御指摘の点でござりますが、私はこれ、国民投票法とほかの公選

法

時間の問題ではないかなと、そういうふうに思つております。

全体としては、それぞれの法律の目的はあります。

まず、安倍政権が進める集団的自衛権行使容認

への解釈改憲と憲法九十六條の関係について、特

に発議者の船田議員にお尋ねをしたいと思いま

す。船田議員は、この間、時間が掛かるから解釈改

八に下げるということが政策的に要請されたものというふうに理解をいたしました。

同時に、同じ参政権グループということで、公

職選挙法における選挙権がござります。この選挙権においては、同じ投票行為を、あるものについ

ては十八、あるものについては二十歳、こういう状態が生じますとやはり様々な混乱を生じかねない

いということで、これをそろえるということは、これは我々八党で合意をしたときにも皆さんそうすべきだということで、二年以内をめどに、プロ

ジェクトチームを発足をした後、二年以内をめど

に公職選挙法における選挙権年齢を十八に下げる

こと、こういう作業をしようということで合意をいたしております。

そしてもう一つ、民法でございますけれども、民法における成年年齢につきましても、私は、やはり大人としての行為、これを考へた場合に、選挙をする、投票をするという行為、大人であると

しての行為でありますので、そこはやはり整合性

を取る必要性はあるというふうに思つております。

ただ、しかしながら、民法の中におきまして

も、やはりそのよつて立つ法律の目的というものがそれぞれ違つております。民法における成年年齢を十八に下げるということで自動的に下がるのもあるかもしれません。しかし、例えは酒、たばこの問題であるとか、あるいは馬券を買う年齢の問題であるとか、そういう様々な、法を施行する上においての様々な目的、あるいはその法の趣旨、そういうものからして、これは成年年齢を十八にしてもこれは十八に下ろしてはいけないというものも当然あると思つていて、そのことについてはかなり役所の間で相当今研究をしてもらつております。

二百幾つかあるこの関連法律の中で、大体ほとんどが十八に下げる、あるいは二十歳のままといふふうに思つております。十幾つか

いうふうに思つております。そこで、二十歳から十

年になりますが、私が一つ冒頭で申し上げましたけれど、我々が今、憲法の改正を国民に問うて、そのときに附帯決議、我々の参議院の附帯決議に明確に検討するということを書いてございま

すが、二百近い法律があるということが分かつて

おります。そしてまた、年齢を下げるということ

も分かっていますけれど、各省庁の検討はやつぱり遅いと思いますし、そしてもう一つ申し上げたいのは、我々がしなきやいけないんですけれど、各法律のやつぱり偏重的な整合性は取

らなきやいけないというふうに考へますので、そ

れだけ問題提起をさせていただきたいと思いま

す。

○藤末健三君 国民投票法の投票権年齢は、前にこの法律を作るときにも議論がされておりまし

て、そのときに附帯決議、我々の参議院の附帯決

議に明確に検討するということを書いてございま

すが、二百近い法律があるということが分かつて

おります。そしてまた、年齢を下げるということ

も分かっていますけれど、各省庁の検討はやつぱり遅いと思いますし、そしてもう一つ申し上げたいのは、我々がしなきやいけないんですけれど、各法律のやつぱり偏重的な整合性は取

らなきやいけないというふうに考へますので、そ

れだけ問題提起をさせていただきたいと思いま

す。

○仁比聰平君 日本共産党的仁比聰平でございました。

まず、安倍政権が進める集団的自衛権行使容認

への解釈改憲と憲法九十六條の関係について、特

に発議者の船田議員にお尋ねをしたいと思いま

す。

船田議員は、この間、時間が掛かるから解釈改

憲でやむを得ないと、そういう趣旨の御発言をしてこられたと思います。つまり、憲法改正の手続を九十六条に沿って行うという時間が掛かると、先ほどは将来になるというような御発言でありましたけれども、だから解釈改憲がやむを得ないというのは、これどういうお考えになるのか。つまり、時間が掛かつたら、なぜ解釈改憲なのか。これ、どういうお考えなんでしょうか。

○衆議院議員(船田元君) 今御指摘をいただいた点でございますが、時間が掛かるというのは、ちょっとと言葉に詰めがあつたかもしれません。

ただ、民主主義の手続として、そして特に憲法改正の手続、今まさに手続法を動かせるようにしようということで議論しているわけでございますが、実際にそれが仕上がりまして、そして具体的に憲法の中身の議論をしていく、そして衆議院、参議院両方で三分の二以上の議員の賛成により国会が発議をする、その発議の内容につきましても、いきなり憲法九条の改定のことが発議できるのか、そういう問題を考えますと、やはりそこには一定の時間を掛けざるを得ないというふうに思っております。掛かるというのは客観的な他人事みたいなものですか、やはり主観的に考えても、どうしても掛けざるを得ないのではないかと

しかし、一方で、やはり我が国を取り巻く国際環境、とりわけ安全保障の環境が極めて厳しい状況になつてきております。不測の事態も生じかねないということが言われている状況でございます。そういう中において、やはり我々は、今できること、憲法の改定ができれば、これはそれが一番良いのでござりますけれども、憲法の解釈を変更することによって、集団的自衛権の行使についてやはり行使のできる環境をつくる、これが大事である。そのことによって不測の事態を防ぐ、抑止力を高めるという意味では、極めてこれ

は重要なことであると、このように思つております。

私自身、憲法の自民党的責任者として仕事をしております。そういう中で、今この憲法改定においてこのような事態が前に進められないということは大変残念に思つておりますが、しかし現状においてはそのような解釈の変更を行うことによつて対応せざるを得ない、そういう認識、国際情勢、そういうものを総合的に勘案をするとそぞらざるを得ないというふうに私自身は考えたうな次第でござります。

○仁比聴平君 時間が掛かるからにせよ、一定の時間を掛けざるを得ないにせよ、そうした内閣なし政治家の判断を憲法の上に置くのかということがこの解釈改憲の是非をめぐつて問われているわけです、鋭く。つまり、憲法改定手続を厳格に定めた憲法九十六条を無視するのかという議論なわけですね。

船田議員に確認をしたいと思いますけれども、そもそもこの厳格な改定手続を定めた憲法九十六条の意味、憲法の最高法規性や、あるいは硬性憲法というふうに我が國の憲法が性格付けられていました。このこととの中の改定の意義についてはどのようにお考えですか。

○衆議院議員(船田元君) 九十六条の意義、極めて私も大きいと、重大であるというふうに思つております。やはり、憲法改定の手続として国民投票というものは、これは我々が発議する以上に、国民の主権、とりわけ憲法に関する主権の行使であつたがつて、それを尊重する、これを最大限のものに考えるということは当然のことであつたと思つております。

国会の中だけで、国会もこれは民意の一つの反映

としてあるわけでござります。民意を集約する

も、この憲法解釈でやつしていくことがもし

あります。そこでこの議論はもちろん大事なこ

とでありますけれども、やはり憲法解釈の、しか

してありますけれども、それはワシントン・シ

ン・アーリーの議論でござります。

○衆議院議員(船田元君) 今御質問に直接お答

えする事にならないと思いますけれども、先ほ

ど私の、民意を問う方法というのを申し上げま

す。そのとなれば、もはや何でも解釈改憲ができるとい

うことになるんですか。

○衆議院議員(船田元君) 今の御質問に直接お答

えする事にならないと思いますけれども、先ほ

ど私の、民意を問う方法というのを申し上げま

す。それはうなづいておきます。

○衆議院議員(船田元君) 今の御質問に直接お答

えする事にならないと思いますけれども、これは日本国憲法の根幹であります。現行憲法の根幹ですね。その九条を、時間が掛かるからとか、あるいは一定の時間が掛けざるを得ないからとか、そうは一定の時間が掛けざるを得ないからとか、そういう形で九十六条の改定手続さえ行わずに変えようとなれば、もはや何でも解釈改憲ができるといふことになるんですか。

○衆議院議員(船田元君) 今の御質問に直接お答

えする事にならないと思いますけれども、先ほ

ど私の、民意を問う方法というのを申し上げま

す。それはうなづいておきます。

ただ、気持ちとして、やはりそのような、国民に信を問うという、そういうこと今まで考えながら真剣な議論を行なうということが大事であると、そういういたたかれた心構えの問題、姿勢の問題、そういうことで私としては提起をしたものと、こう考えておりますので、その点は誤解のないようお願いをいたしたいと思います。

的なんぢやないんですか。
○衆議院議員(船田元君)　幾つかの宿題、三つの宿題と言われておりますが、我々は七年前の国民投票制度を決めたときにはどうしても残つてしまつた問題がある、それを今回解こうということとぞれぞれ努力をしてきたわけでござります。
そういう中で、十八歳、二十歳の問題がどうしてもあるおかげで、今何歳で投票できるのかといふのが非常に愛未こなつてゐる。それをやはりき

次々と明らかになつたと思うんですね、根本的欠陥が。
当時先送りされた投票権年齢や公務員などの運動規制、そして国民投票の対象という三つの宿題も、また我々参議院においては異例の十八項目に及ぶ附帯決議が付されましたけれども、これもそうした重大問題、当時の法案それ自体の重大問題に発したものだと思います。

こうした根本的欠陥が、先ほど最低投票率は結局問題は解決されていないじゃないかという指摘がありましたが、その点も含めて、結局根本的欠陥をそのままにして動かすというだけでいいのか、動かさずということが許されるのか。私は徹底した審議が必要だと思うんですね。

する、それが下げられるまでは国民投票の年齢は二十歳にする、こういうことで制度設計をいたしましたが、その三年というのを優に超えてしまつたという状況が生じてしました。そのことで、結局、何歳から投票ができるのかということが非常に曖昧になつてしまつた、このことに対しで今回一応の結論を出そうとしたわけですが、いま各政党の皆さんの中には、もう直ちに十八歳から下ろすべきであると、こういうお考えの方もいらっしゃつしゃつたわけであります、やはり我々としては選挙権年齢と国民投票年齢がそろつていることが望ましい、同じ参政権グループでありますので、ということで、それをそろえるということを主眼に置いた。しかしながら、やはり実際に選挙権年齢を下げる、これは議員立法になるんだどうと思ひますけれども、一定の期間が必要になります。

投票権年齢に関する話なんですが、今回の改定案は、つまるところ、現行法が義務付けた選挙権年齢などの十八歳への引下げを棚上げして、これ先送りしてと申し上げてもいいですが、国民投票権の年齢だけを確定するものです。しかも、すぐにはなくて、四年間は二十歳ということにする

現行法の制定時に発議者は、選挙権年齢そして成年年齢を投票権年齢とともに十八歳とする、つまりつながった形で、そろえた形で十八歳とするということは大前提である、あるいは最低限の条件であると、そういう答弁を繰り返しなされておられました。まず、見丁法がどうして問題についたわけですよね。

○衆議院議員(船田元君) 様々な経緯がありまし
てどういう形で規定されているのか、その趣旨についてお聞かせください。

する、それが下げるまでは国民投票の年齢は二十歳にする、こういうことで制度設計をいたしましたが、その三年というのを優に超えてしまつたという状況が生じてしまいました。そのことで、結局、何歳から投票ができるのかということが非常に曖昧になってしまった、このことに対して今回一応の結論を出そうとしたわけですが、いまとおなじでございました。

各政党の皆さんの中には、もう直ちに十八歳から下ろすべきであると、こういうお考えの方もいらっしゃったわけありますが、やはり我々としては選挙権年齢と国民投票年齢がそろつてゐることが望ましい、同じ参政権グループでありますので、ということです、それをそろえるということを主眼に置いた。しかしながら、やはり実際に選挙権年齢を下げる、これは議員立法になるんだろううと思ひますけれども、一定の期間が必要になります。

また、民法の成年年齢につきましてもその延長線上にある話でございまして、これも先ほど答弁しましたように、考えていくといふのが大変重要なことであろう、ということです、一応四年間の、これは法整備期間ということで位置付けをいたしました。

そして、さらに、八党の合意によつて二年以内にこの選挙権年齢は十八に下げる、そのためのプロジェクトチームをつくるということで合意をしたところでござります。これによりまして、もちろん四年間というのの期間はござりますけれども、それを二年以内に国民投票年齢も下げる、そういう努力はしていこう、ということを国会の意思として宣言をさせていただいだと、こういふうに理解をしております。

なお、そのような状況において、八年前のあるいは七年前の非常に強行的な採決ということについて御指摘もいただきました。これは、自民・公明、当時の民主、この三党で合意を得ながら議論をしてきたわけでござりますけれども、最終的に民主党さんが離脱をされ、そのことによって

状況が厳しい状況になりました。その中で採決をしたわけですが、その影響がやはりずっと続いておりました。

この憲法審査会、衆議院、参議院におきましてもなかなかそれが発足できなかつたと、こういう問題にもなりましたし、また、三年間の準備期間の間に選挙権年齢を十八に下げる、こういうことも結果としてできなかつた。非常に反省をしているわけでございまして、今回はやはりできるだけ多くの政党の皆さんに賛成をしていただき、そして成案を得て国会に出すのがこれが大事であると、こういう大前提に立ちまして、結果として八党合意によつて、衆議院では七党の共同提案になつたと、こういう事態でありますので、その辺の経緯というものをしっかりと考へながら、皆様にも真剣に御議論いただければ有り難いと、こう考えております。

○仁比聰平君 今、七年前に強行的状況になつた背景について何だか弁明のようなお話をありますけれども、それは安倍政権、第一次安倍政権が憲法九条を口にして、改憲への暴走を強行したからです。そうした状況について何の反省もないのかと。まして、解釈改憲でその九条を壊すといふ、私は憲法破壊だと思ひますけれども、その大問題について全くごまかしたお話をですね、あるいは政権党の都合ですね、そういうようなことを事情にして、いざ国民投票だと、あるいは公職選挙の投票権という主権者の側の政治参加の権利を左右してしまう、そんなことは余りにも身勝手だと私は思います。

改定案、ちょっと確認したいんですが、現行法と違つて、結局、国民投票権年齢と選挙権年齢と成年年齢、これについてのリンクですね、これは法律上は切り離されるということになり、二つ目には、いつまでにという法律上の期限、これは現行法では施行までにという、つまり三年間の間にと、いう、じゅうじゅう期限があつたわけですが、このい

つまでにという法律上の期限はなくなる、法律上もなかなかそれが発足できなかつたと、こういう問題にもなりましたし、また、三年間の間に選挙権年齢も十八に引き下げるということを法律上書かせていただきました。しかし、その法律に書いたことができなかつた。その最大の理由といふのは、やはり、採決の際に自公民の合意の枠組みが崩れてしまつた、こういうことが原因としてあります。

○衆議院議員(船田元君) 今お話をありましたように、七年前の決定のときには、三年間の間に選挙権年齢も十八に引き下げるということを法律上書かせていただきました。しかし、その法律に書いたことができなかつた。その最大の理由といふのは、やはり、採決の際に自公民の合意の枠組みが崩れてしまつた、こういうことが原因としてあります。

○衆議院議員(枝野幸男君) 私どもが政権をつまり国会の多数をお預かりをしているときに附則にあつた三年以内のこの投票権年齢あるいは成人年齢に関する宿題を解決できなかつたということに関しては、その結果の責任の一端を負つている度設計とさせていただきました。

確かに法律上の明記はございませんけれども、

今回の場合は、七年前とは違いまして、八党合意の皆さんとの基本的な合意をいたしました上で、そして衆議院の七党の共同提案という形を取りました。しかも、合意の文書も五項目にわたりましては、これは各党のその責任者の皆さんとのサインも頂戴しておりますので、これは公党間の約束ということで、非常に国会の意思としては大変強いものがある、このように思つております。

法律以上のものはないと思ひますけれども、私は

たるものもろみ、あるいは私たちの考え方としては、非常にこの合意に従つて淡々と作業を行つていくということについては、これは相当な勢いが出るということは期待されるものでござりますので、是非その点を御理解いただきたいと思います。

○仁比聰平君 公平のために枝野議員にもお尋ね

したいと思いますけれども、民主党政権で法令解

释の御担当をされておられた頃に、この今議論になつてある問題を解決するという趣旨の御発言が

三か月調わなかつた。この改定案についての衆議院の対政府質疑などを伺つていますと、総務省と法務省の間にはこの関係年齢のリンクの問題については随分認識に開きがあるといいますか、深刻な龜裂なり対立なりまであるのかしらという感じもあるわけですけれども、この間できなかつたと。これが皆さんのが合意をされたという一年を目前にできるという保障、どこにあるとお考えですか。

○仁比聰平君 今、枝野議員がおつしやつた点をちよつと私なりに別の角度でいいますと、今回の改定案は、つまり成年年齢と国民投票年齢については、これはリンクを切つたわけですよ。ですから、四年後、仮に成年年齢が引き下げられていなれば、未成年者が政治に参加するという国民党の投票の権利行使することができるということになります。未成年者の国民投票権が認められるわけです。未成年者の国民投票権が認められるという、仮に未成年であつても認められるという、そういう改定案を合意をしてお出しになられたわけですね。

だつたらば、なぜ選挙の年齢は別に扱わなきや

いけないのか。成年かどうかということ、憲法改定の国民投票の年齢は一致しなくていいんだというんだったら、政治に参加する、その公職選挙の年齢も同じく今回お下げになるという、そういうふうにしてよかつたんじやないですか。なぜ国民投票年齢と選挙権年齢のリンクを切り離していくのか。

○衆議院議員(枝野幸男君) 私あるいは私どもは、今回の機会に選挙権年齢も投票権年齢も成人年齢も一気に十八歳にしてしまうことの方が望ましいと今も思つていて、そのことを主張をいたしましたが、まさに広範な合意形成がなければ、幾らそれが望ましい、正しいことだと叫んでおなかつて、それをを行うということがあります。これに合わせて十八歳成人をどうすることが望ましいという立法府の意思が明確に示され、なおかつできるだけ早くそれを行つうといふことです。これに合わせて十八歳成人をどうすることについての意思も多くの皆さんの中で共有をされています。これに合わせて十八歳成人をどうするのかということについても、放つておけば四年後には投票権年齢と成人年齢とが食い違うといふことについての意味は相当程度大きいといふふうに思つております。

年後には投票権年齢と成人年齢とが食い違うといふことについての意味も多くの皆さんの中で共有を

た状態で四年後効力を発する、そして成人年齢もされた形で四年後効力を発するということは、これはそろるべきである。だけど、今すぐに十八歳成人はとか、今すぐに十八歳選挙権はと言うような皆さんにとつても、四年以内には少なくともそれについて整理を付けなければ少なくともそれるという現実が生じるということで、遅くとも四年以内にはこれらについて解決をせざるを得ない相当な大きな担保、政治的な担保が取れているといふことで、次善の策として、我々としては、やむを得ないものであるけれども、賛成をするといふことがあります。

○仁比聰平君 改めて船田議員にお尋ねしていく

たいと思いますけれども、結局、そうやって伺つていくと、改定案を提出する会派の中に結局は十

八歳選挙権は認めたくないという本音があるので

はないかと疑いたくまでなるんですよ。

この改定案ですと、憲法改定が提起をされたと

きに国民投票は行うのに、その改定を発議する議員は選べないという事態が起り得て、これは不

条理だという若者たちの声があります。あるいは、集団的自衛権の容認は解釈改憲で進めて國民

投票さえ行わない。総理は、最高責任者は私だ

と、選挙で審判を受けると言い放たれましたけれども、その選挙にさえ将来の國の進路に重大な関係を持つ今の若者たちは参加できない。これは背理に背理を重ねるということになりませんか、船田さん。

○衆議院議員(船田元君) 先ほど枝野議員からも

話がありましたように、各政党的間では、もうすぐ国民投票年齢と選挙権年齢を合わせるべきだ

と、民主党始め幾つかの政党からそういう指摘がございました。

ただ、我々とすれば、やはり総務省においての検討、それから総務省が一番懸念をしておりますのが民法との関係をどうするのかということで、やはりこれは早急に国民投票年齢にそろえる、あるいは、今度の法律の施行のときにそろえてしま

うというのは大変物理的に考えても手続的にも難

しいということが一つ考えられました。そしても

う一つが、これはやはり周知期間というのを一定

程度置かなければいけないということであります

す。そのようなことで、やはり二年以内というこ

とを我々は念頭に入れて、それで八党の合意とい

う形で担保しているという状況にあります。

何もやらなければ食い違ひが生じるではないか

と、こういった問題については、我々はそのこと

について非常に大きな責任を感じなければいけない

かと思つております。そういうことが起こつては

いけないからこそ、我々はできるだけ多くの政党

の皆さんの合意をいただいて、そして成案を得て

国会に出していると、こういうことでござります

ので、私たちのその意思を是非お酌み取りをいた

だきましたして議論していただけたと有り難い、この

ようと思つています。

○仁比聰平君 我が党は、十八歳選挙権の実現は

この改憲手続法とは全く別に早期の実現が必要だ

と、いうことをかねてから申し上げてしまいまし

た。参考人質疑も改めて受けて、徹底審議がこの

点でも必要だと思います。

あと残りの時間、国民投票運動の自由に関わつ

て伺いたいと思うんですが、改定案は私はこの点

ではとんでもない逆行だと思います。象徴的な

が裁判官を始めとした特定公務員四職種に対する

規制を復活するということなんですが、これ、現

行法での審議のプロセスで、削除されたその理由

について當時の発議者は明確にそれぞれ答弁をし

ておられます。要点は、国民投票運動というの

は

お

れ

ど

の

よ

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

な

と

う

ですよ。少しだろうが、一見限定的であろうが、一般的論であるが、認めることがそのものが問題じやないですか。いかがですか。

○衆議院議員(船田元君) 少し問題を整理いたしました、先ほど私は、憲法解釈のその変更の認められる余地について注意すべき点というのを申し上げました。

その一つは、やはり強い法的安定性が求められるということ。それから、一つの解釈が長い時間を持って積み重ねてきた場合においてはその解釈を選択の余地はあるということ。あるいは、前に出ていた憲法の解釈、それが変更される場合にも、前の解釈との論理的な整合性を担保したものでなければならぬ。このようなことに留意をしておけばならない。このように申しますと、憲法の解釈を見直していくべきである。このように申しました。

今回の集団的自衛権の行使につきましては、今申し上げた枠内に、あるいはその条件になるべく沿うべく、現在与党内での協議が行われている、このように承知をしております。ですから、与党内の協議の結果として申し上げたような条件が十分に満たされるということであれば、私はそれは憲法解釈の変更によって、この時点においては私は賛成であると、このように申し上げたいと思います。

○福島みずほ君 今、船田発議者がおつしやつた要件、まさに変えられないということじやないですか。集団的自衛権の行使は何百回と、ごく最近も違憲であるというのが自民党政の確定した考え方です。これを変更するには憲法改正が必要だというのも繰り返し言つてきました。ですから、まさに船田発議者がおつしやつた基準に照らせば、集団的自衛権の行使の解釈改憲は限定的、それが限定的というのは私はうそだと、何かを容認すれば、時の政府の立場で容認していけば、もうそれは憲法破壊だと思いますのでできないと思いませんが、まさに集団的自衛権の行使の解釈改憲は邪道であつて、非合法であつて、明文改憲は、社民党は反対ですが、明文改憲よりも何億倍か憲

法を破壊するひどい行為だというふうに思いました。

では、ほかの発議者にお聞きをします。

○衆議院議員(枝野幸男君) 祝巡に説法ですが、憲法に限らず法令解釈一般について、解釈を変更する場合においては、その法令の文言、そして過去の解釈との論理的整合性が求められる、これは

党、公明党、お考えを、短くで済みませんが、お聞かせください。

○衆議院議員(枝野幸男君) 祝巡に説法ですが、憲法に限らず法令解釈一般について、解釈を変更する場合においては、その法令の文言、そして過去の解釈との論理的整合性が求められる、これはもう法令解釈の基本中の基本である。憲法においては、特に法治主義の基本、法令解釈の基本に加えて、公権力行使の限界を定めるルールである

問題は、過去の解釈及び文言との整合性を取つた中で、今言っている集団的自衛権をめぐるような話が進み得るのか。少なくとも、集団的自衛権は憲法違反であるという明確な政府としての解

題は、立憲主義という民主主義と並ぶ近代国家における基本原則を破壊することになることで許されないということであります。

問題は、過去の解釈及び文言との整合性を取つた中で、今言っている集団的自衛権をめぐるような話が進み得るのか。少なくとも、集団的自衛権は憲法違反であるといつて、これを正面から否定することがあれば、これはもう法治国家でもなくなるし立憲主義国家でもなくなる、憲法の破壊であると。

これも、福島議員も法律家でありますから、普通に考えたら、集団的自衛権の一部あるいはそれに類するような部分を過去の解釈と整合性取れる形で説明できることはないだらうなと思いながら見ていますが、その整合性が取れる説明があり得るのかどうかは、それは変えたいと思つて政の事例も、観念的な事例ではなくて、リニアティーのある事例でこの安全保障上の必要性の問題を議論する必要があるというふうに思つております。

その議論の上で、何らかの対処の必要性があるというふうに考えた場合には何を考えるかというと、まずは今の現行法制の中で何ができるかと。安全保障法制、たくさんあるわけですね、自衛隊法以下。そういう安全保障法制の中で一体何ができるのか、何ができるのか、どこに不備があるのか、そういうことを次に議論することになるのだろうと思っています。

その上で、何らかの自衛隊法の改正なり必要だと、その具体的な対処をしていくためには自衛隊法の改正なりが必要だというふうな議論になつた場合に、そこで初めて現行憲法のこれまでの、特に九条の政府解釈との整合性はどうなんだと、こ

みません。

○衆議院議員(鈴木克昌君) 憲法解釈についてということでありますから、憲法九条の解釈は、戦後から現在までの長い間、国会審議において国会と政府の共同作業によつて練り上げられてきたものであります。国会審議を経ることもなく、一内閣が行う閣議決定によつて軽々に変更が許されるものではない、このように思つております。このような政治姿勢は、憲法の本質である国家権力を縛るという立憲主義と民主主義を軽視するものであり、到底容認できるものではない、このように考えております。

○衆議院議員(北側一雄君) 今何を議論しているかといいますと、安全保障の問題です。我が国の安全保障環境が大きく変化している、また厳しくなつてゐるというふうに言われております。私もそのように理解をしております。そういう中で、我が国の国民の生命、財産を守るためにどのようないとうふうに思つてゐるんですね。具体的な事例を通してやりましょうということで、ただ、その事例も、観念的な事例ではなくて、リニアティーのある事例でこの安全保障上の必要性の問題を議論する必要があるというふうに思つております。

そこで、先ほど枝野委員がおつしやつたような、憲法改正しないで政府見解を見直すわけですから、そこには従来の政府見解との論理的な整合性がなければならない。論理的な整合性なしに解釈変更してしまつたならば、これはもう政権交代したらまたころころころ変わつてしまふと、法的安定性を大きく害してしまふわけございまして、そんなことはできない。だから、論理的にはまさしく憲法解釈の見直しになつてくるわけですね。

そこで、先ほど枝野委員がおつしやつたような、憲法改正しないで政府見解を見直すわけですから、そこには従来の政府見解との論理的な整合性がなければならない。論理的な整合性なしに解釈変更してしまつたならば、これはもう政権交代したらまたころころころ変わつてしまふと、法的安定性を大きく害してしまふわけございまして、そんなことはできない。だから、論理的な整合性が本当に確保されているのかということについてきちんと見ないといけませんし、また、集団的自衛権というのは、言葉は集団的自衛権なんですが、限定容認であれ、その集団的自衛権行使をすることを認めるということですね。それは、自衛権行使を認めるということはどういうことかと、いうと、我が国が武力行使をすることが適法である、違法ではないと、自衛隊の皆さんに実際に武力行使をしてもらうことが違法でないという、そういう基準を定めるわけですね。

これは極めて重大な基準になるわけでございまして、限定であれ何であれ、その基準といふもののが明確な基準でなければいけない、当然の話だと思います。その明確な基準でなければいけない、そもそも憲法九条といふのは一体何のためにあるのかと、九条そのものの規範性が大きく失われてしまうこ

となりかねないわけでございまして、今のように安全保障上の必要性の議論、その上で、その後に今言つた憲法解釈、法論理の議論をしていかなければいけないというわけでございまして、正直申し上げて、相当隙間は狭いなというのが私の率直な実感でござります。

○福島みずほ君 結いの党、いかがでしようか。

○衆議院議員(富中光成君) 御質問いたいた件ですが、そもそも我が国の憲法とというのは立憲主義に基づいているというのが我が党の考え方でありますし、その本質というのは基本的人権の保障にあるだろうというふうに考えております。ですから、この基本的人権を守るためにには当然自衛権というのが必要だと、認められるというのは皆さん方御承知のとおりだと思います。

それを前提にした上で、今行われているこの集団的自衛権の行使容認については、あくまで私の認識では、現行憲法の規範の枠内での議論なんだろうというふうに思っています。その枠内がいかに、どの程度の枠かということについてはこの国会では是非慎重に審議をしていかなくちゃならないというふうに思つておりますが、我が党としては、今認められている個別の自衛権の範囲でどの程度対応ができるのか、すなわち個別の自衛権の適正化によって今の課題というのがどの程度乗り越えれるのかということをしっかりと検討した上で、その上ででもどうしても集団的自衛権が必要だというのであれば、それは全く排除している状況ではありませんけれども、各先生方お答えいたいたいよう、その範囲というのは極めて狭いんだろうなどというふうに考えております。

○福島みずほ君 日本の国民の命と暮らしを守るのであれば個別の自衛権で対処できるわけですし、日本の領海、領空が侵害されればそれは個別的自衛権の行使でできる。集団的自衛権の行使は、日本の国が攻められていないにもかかわらず、他国防衛を理由に壳られていないけんかを買いくに出していくわけで、それはやっぱり違うものだと思います。

枝野発議者にちょっとお聞きしたいんですが、総理の記者会見で言う事例など、私はファンタジーかファイクションか教室設例だと思うんですね。あり得ない。つまり、集団的自衛権の行使を導きたいがために、何かもつともらしいとか、何か案を作っているが、例えば米軍が今まで日本人を救出したことなどありません。湾岸戦争でもいつでも民間機が本当に輸送して、米軍がやるということなどない。また、日本が米軍を守るというふうな、日本と、自衛隊と米軍はイーグルス艦の機能や数も全く違いますから、防護するというのも非常に非現実的であるというふうに思うんですね。

イラク特措法のときに駆け付け警護は違憲であると言われ、それはそうでしょう、あの時点で駆け付け警護で武力行使すれば日本が戦闘行為の当事者になるわけですから。だから、何かもつともらしい設例、ファンタジー、あり得ないことを言う。実際の集団的自衛権の行使は十四件、政府があると戦後言つておりますが、ベトナム戦争であり、アフガン侵略であり、アメリカのニカラグア侵略であり、ソビエトのチエコ侵略、ハンガリー侵略であり、アメリカの大統領と国防長官、そしてアメリカは戦争制限法で議会の同意を要件としている。ちょっとと今助けてあげる、駆け付け警護なんていふのは、全く集団的自衛権の行使はない、泥沼の戦争のある国が選択するかどうかといふすごいことなわけですね。

総理の言う、安保法制懇の言うあの教室設例、ファンタジー、ファイクション、あり得ない、非現実的だと思うんですが、ちょっとと感想をお聞かせください。

○衆議院議員(枝野幸男君) 詳細に分析をまじでいるわけではありませんが、あの会見を見ていて私が非常に違和感を持ちましたのは、個別的自衛権だけでは足りないから集団的自衛権と言いますが、一生懸命、日本国民の命を守るためにこれが必要なんですという説明をされていました。集団的自衛権というのは、その日本の領土、領

海外以外に日本人がいようがいなかろうが、他国のがり得るかもしれないけれども、それは本質ではありません。全くないのに、そして、基本的に日本政府が日本国民の生命・財産を守るのは、まさに日本の領土・領空こそが主権の及ぶ範囲ですから、そこにいるところについてまずしっかりと守るであつて、そこについたま日本人がいるケースではありますかね。警察権行使の御協力なんじやないですか。

例えば、テロ集団からどこかが、監禁されるいれる、助けに行くと。これ、相手が国家又は国家に準ずる団体ではないですから、これは自衛権の問題じゃない。まさに警察権行使を相手国の承認があれば他国においてもできるけれども、そういう話であるし、いずれにしても、私自身は、この間の会見を、会議録をざっと見させていただきましたが、集団的自衛権の行使を認めなければならない論理的説明は全くなされていない。ある大事な会見で論理的な説明が全くなされていないというのは、やはり我々が直感的に思うように、そこを論理的説明できるケースはないんだろうなど今のところ強く思っています。

○福島みづほ君 今回の国民投票改正法案は、宿題を解決するといいながら宿題を言つている法案だと思いますんですね。つまり未完成交響楽団・未完成ではないか。というのは、この附則のこところで、例えば公務員の政治活動に関する規制の在り方について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずると。先ほどもありますが、十八歳、それから他の年齢についても今後四年以内に何とかしようということで、全部実はこれから検討しましょうねという改訂法案にしかすぎません。

三つの宿題と言われると、参議院は違うだらうと思うんですよ。参議院は、衆議院は強行採決

だつたから附帯決議なかつた、でも、参議院は十八個附帯決議があつて、これも重大な宿題です。それに全く触れないで、今回こういうことを第一で検討しますよというのは未完成交響楽団、つまり、この法律が仮にもし成立したとしても、これで国民投票をやれるような状況ではないと思いますが、船田発議者、いかがですか。

○衆議院議員(船田元君) お答えいたします。

前回の法律の審議の際、参議院において十八の附帯決議が付きました。それにつきまして私たちも精査を今やつているところでござります。それから、今後の課題としてこの衆議院の審査会でやるべき問題、あるいは、八党で合意をいたしましたその中でプロジェクトチームができるとすればそこで議論する問題、あるいは、なかなかこれは対応できないような問題、四つほどの大範疇に分かれると思いますが、それにつきましては一つ一つ、これまでも議論してきたものもございますが、多くはこれから更に議論を深めていくべき問題であると思つております。

三つの宿題というものは衆議院段階で生じたものではありますけれども、参議院のこの十八の附帯決議につきましても、この三つの宿題と同様に、これからやはり真剣に議論すべきものと理解しております。

○福島みづほ君 これから真剣に議論すべき、あるいはプロジェクトチームをつくるて議論する、これから法律を作るといふのであれば、これら改正法案、仮に成立しても未完成であつて、国民投票をやれるような状況ではないという理解で、船田発議者、よろしいですね。

○衆議院議員(船田元君) 十八の附帯決議の中では既に解決したものあります。それから、実際に運用の問題としてこの国民投票制度を動かしていく中で議論していく、あるいは整えていくといふ問題もあります。総体とすれば、この十八の附帯決議が結論が出ない、あるいは残つてているということによつて未完成であるというのは、これは

私は理解しにくいことでもあります。これは、言葉はちょっと悪いですけれども、やりながら考えるといふものも相当入つておりますので、そういう点では是非御理解いただきたいと思います。

○福島みずほ君 やりながら考えるけれども、国民投票をやる時点で問題が解決していなければ駄目じやないですか。十八個のうち何が一体解決しているんでしょうか。

それから、今回の改正法案は、附則で、例えば四、公務員の政治活動ですが、規制の在り方について検討を加え、必要な法制度上の措置を講ずるものとする。年齢のこところも、その他の規定について検討を加え、必要な措置ではなくて必要な法制度上での措置ですから、法律改正が絶対に必要ですね。

す。したがつて、外形的な問題としては相当整理はできるのではないかと思つております。

も、政権を選ぶ国政選挙、それと憲法改正に関する国民投票というのを同時に行うというのは、政

し、八党の確認書にも成人年齢のことは触れられていないわけなんですね。

七会派の共同提出に至ったわけでありますので、この民法の十八歳年齢というものについてもでき

もう一つのいわゆる組織によりといふ勧説運動等につきましては、これは先ほど来議論が出ておりますけれども、やはり公務員の政治的中立性あるいは公務員による政治活動の自由のバランスを

治的に見ると本来はそれは避けた方が望ましいんじやないかと、このようには考えております。ただ実際は、憲法の規定にもあるように、同時に異なる場合も許容しておりますので、そういうふうに

衆議院での審議で法務省の政府参考人は、民法の成年年齢と選挙権年齢とは理論的に一致する必要はなく、民法の成年年齢を引き下げなくとも選挙権年齢を引き下げる事が可能であることを

るだけそろえるべきである。こういう趣旨は他の政党の皆さんも一定の理解、共通の認識となつていいと思う。どうも申し上げても間違いではないと思っております。

考えたときに、より緻密な検討が必要である、こういう意見もありましたので、この附則第四項に検討条項として加えたところです。この条項に従いまして、我々としては、初回の国民投票までには何らかの結論を得たいと、このように考えておりますので、見切り発車というのは、これはそうではないということで御返事をしなければいけないと思つております。

とも想定をしなければいけないと考えています。その場合も、やはり先ほど申し上げましたように、純粹な国民投票運動とそうでないものとの切り分けは、国家公務員法、人事院規則、そして地方公務員法に照らして禁止されている他の政治的行為を伴っているかどうかという部分に着目をして、その行為の存在が認定できればそれは今回の改正案でも許容できない行為となると整理をしたいと思っています。

しそは、憲法上國民投票と国政選舉等が司権に

は、学説上も異論はないところですと述べておりますし、それから、諸外国においても成人年齢より選挙権年齢の方が低い例もあるようであります。成人年齢の引下げについては国民の意識あるいは環境整備ということが重要なことだと考えますので、ここは慎重な検討が必要だというふうに考えております。

国民投票の投票権年齢と選挙権年齢、これも別物だと考える方もいらっしゃるようですが、これは確かに一改していける方が才があります、とは思ってます。

ただ、しかし、今、中川先生がおつしやつたと
うに、やはり民法における成年年齢につきましては
は様々な観点があると思つております。一概に国民
投票年齢そして選挙権年齢、それが十八に下が
るんであるから直ちにこの民法における成年年齢
も十八にそろえなければいけないとまでは言い切
れない部分もあると思っております。それはまさに
これから検討の課題であると思ひます。

ただ、一般論として言へば、投票するという行為
は、それから大人として契約を一人で立てる、も
う一つの年齢であると言ふべきである。

かなり難しくなるのではないかと危惧いたしま
す。

憲法改正に賛成するあるいは反対するといふこと
とは、憲法改正に賛成している政党を支持し、あ
るいはその政党を支持しないということにつな
がつてくるわけでありますし、総選挙と一緒に行
う国民投票ということを考えますと、片方の候補
者は憲法改正に賛成している、片方の候補者は反
対をしてはいる、ですかう、賛成投票の動向をする

行われ、そして国民投票の期間と選挙運動の期間が重なつたとしても同様に切り分けられるものと
いうふうに思つております。例えば、国民投票運動に名を借りて当該国政選挙に関する特定の候補者
の名前を挙げて投票を依頼すれば、それは他の法令により禁止されている他の政治的行為を伴つ
たと評価するべきものであつて、これは駄目と
こういうことになると想ひます。

的に保護を続ける必要があるのは何歳までかと
ますが、成人年齢も一致させる必要はない、社会見
えべきだという考え方も強くあるように思いま
す。

あるいは親権に服するか不服さないかということとの関連を考えますと、やはりその十八にいすれば立法における成年年齢もそろえていくといふことが立法政策上は望ましい、そういう考え方方に立つておりますので、これは、慎重に議論はいたしますけれども、やはり四年以内の間に一定の結論を出すということが政策上望ましい方向であるといふように理解をしております。

そういうことは、その特定の候補者に投票していくべきださいということと非常に近寄ってしまうということが考えられるわけでありまして、そこは、実際には選挙と一緒に国民投票を行う、これは法律上できるというか、当然憲法上そういうふうなことを想定されているわけですけれども、そういうふうにになつたときにはかなりグレーゾーンが出てくる、今の国民投票法の改正案ということを前提にしますとグレーゾーンが出てくるというふうに思つますが、この点はいかがでしょうか。

○衆議院議員(船田元君) 今のような国政選挙とそれから憲法改正国民投票が同時にになつた場合というのは、当然想定されると思います。もちろん、七年前、あるいはその後もそうですけれども

この法律の施行後速やかに、十八歳以上二十歳未満の者が国政選挙に参加することができる」となるよう、公選法・民法ここに民法と入ってい るんですけど、他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとするとあります。が、特段期限は設けていないわけですね。しかし、八党の確認書で「選挙権年齢については、改正法施行後二年内に十八歳に引き下げる」ことを目指し、各党間でプロジェクトチームを設置することとする」とありますて、ここに二年という目標の期限を設けたということをいいます。

しかし、成人年齢の十八歳への引下げについて明示的に宿題にはなっていないように読みます。

そして、四年間の間には何とか民法の十八歳年齢制を実現できるよう最大限の努力を各党と一緒にやりたい、このような段取りでいきたいと思っていますと述べられています。私は、今の時点でそこまで踏み込む必要はなく、結論を先取りすることなく検討すべきであると考えますが、船田先生、いかがでしょうか。

○衆議院議員(船田元君) まず、事実の関係から申し上げますと、法案として提出をしております附則の第三項におきまして、年齢満十八歳以上満二十歳未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、等というのが付いておりましたが、この等の中には成年年齢も入つていると、このように理解しております。そういう前提で

民投票の投票権年齢と選挙権年齢と成人年齢について七人の方の意見が載っていました。十八から十九歳にも国民投票の権利が認められるならば、その分責任も持たせるべきだという意見。それから、成人年齢と国民投票の投票権年齢とは切り離すべきだ、日本では成人年齢を変えた場合の社会的影響は大きいという意見。さらに、今の十八歳は親から経済的支援を受けている人が多い、挨拶すらできない若者をよく目にすると、だけに成人年齢の引下げに抵抗を感じるとして、この方は選挙権年齢、成人年齢を二十五歳にむしろ引き上げることを主張していました。また、二十歳の大学生の方の意見として、十歳代後半の青年はまだ心身ともに未熟で成人とは言えないと感じると述べ、成

それから憲法改正国民投票が同時に成了した場合といふのは、当然想定されると思います。もちろん、七年前、あるいはその後もそうですけれど

しかし、成人年齢の「十八歳への引下げについて」は明示的に宿題にはなっていないよう読みます。でござります。

こと等となるよう、等といふが付いておりましたが、この等の中には成年年齢も入つてゐると、このように理解をしております。そういう前提で

とを主張していました。また、二十歳の大学生の方の意見として、十歳代後半の青年はまだ心身ともに未熟で成人とは言えないと感じると述べ、成

人になるまでは二十年間という時間がやはり必要であると言っていますね。

こういうふうに、選挙権年齢、成人年齢の問題については、議論を始めるに國民の間にも様々な意見が出てくると思いますので、先に結論あります。

それから、もう一つ最後に、今回の改正法において、附則の国民投票制度に関する検討条項の規定に関し、現行法は、「國は、この規定の施行後速やかに、憲法改正を要する問題及び憲法改正の対象となり得る問題についての国民投票制度に関する規定の意義及び必要性の有無について」、有無といふ言葉が入っているんですね、さらに「日本國憲法の採用する間接民主制との整合性の確保その他の観点から検討を加え、必要な措置を講ずるものとする」と規定されています。しかし、改正法では、意義及び必要性の有無という文言から有無を削除したのだから、意義や必要性について更に検討を加えるという前向きな改正をしていると、衆議院で発議者のお一人が述べられているわけです。

私は、この有無という言葉は元々、有と無とい

うことで中立なわけですから

この有無という言葉を取つたからといって前向きになるというのには理解し難いんですけれども、そういう解釈などどうか、船田発議者にお伺いいたします。

○衆議院議員(船田元君)

やや技術的な話になる

かと思いませんけれども、意義や必要性の有無についてという、その有無をなくすということの意味でございますけれども、現行法に言う有無というのには、中立を表す場合もあるかもしれません、私が考えるところ、有無というのは、そういう拡大することに必要性があるのかないのかというレベル、すなわちゼロベースから検討するということを表明していたものと思つております。

今回、その法案から有無を削除したということ

は、今申し上げたゼロベースからという段階は過

ぎたと。そして、これに加えて、先ほど申し上げ

たように、更にという言葉を付け加えました。

して、検討を加えるということを明示したという

ことで、検討を更に一步進める、前向きに検討し

ていくという趣旨がここには表れているというふ

うに私自身理解しております。

その具体的な例としまして、八党で合意をした

中にも、この対象の拡大ということについては今

後、これは衆議院段階の話でございましたので恐

縮ですが、衆議院それから参議院両方でお願いし

たいわけですが、まずは衆議院においての憲法審

査会で、四回ないし五回この議論を行ったときに、

そのうちの一回はこの対象の拡大ということにつ

いても議論するべきではないかということで一応

合意をさせていただいていると、こういう経緯が

あつた次第でござります。

○中川雅治君 時間ですので、以上で終わりま

す。

○西田実仁君 公明党の西田実仁でございます。

この憲法の改正手続につきましては、改憲に関

して主権者の意思がどうあるかということを見定

める法の手続でございまます。したがつて、その作

成過程自体が我が國の民主主義の發展にとって極

めて重要であり、國民の幸福追求のための人権保

障の拡大と國民主権の徹底が憲法改正の視点であ

ることを、この憲法改正手続を整備するに際しま

しても常に念頭に置いて論じるべきであるとい

ふうに考えております。

今回の国民投票法の改正は、二〇〇七年に成立

をいたしました同法が、二〇〇年の施行までの

宿題とされました投票権年齢の十八歳への引下げ

など三項目が放置されたまま違法状態にあるた

め、是正する目的で、以下三つのポイントについ

て改正が行われると承知しております。

○衆議院議員(船田元君)

今、西田先生から御指

摘をいただいた、特に戦後すぐに「あたらしい憲

法のはなし」ということで、当時の文部省が発行

した冊子がありました。私も、リアルタイムでは

見えおりませんけれども、その後、物心付いてか

ら、あるいは憲法の問題に関わり始めてからこれ

を拝見をいたしまして、當時としてはまさに画期

的なものであるというふうに理解をいたしました。

た。やはり、戦前の様々な問題点、反省、そういう

法のはなし」ということで、當時の文部省が発行

したものを見ましてもそういう新たな新しい憲法につい

て、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務

に関するその他の行為の全部又は一部は、その効

力を有しない。」、このように定めております。憲

法は主権者である國民が直接制定に関わる國の一

番大事な規則、すなわち最高法規でありまして、

選挙法や民法などの法律とは基本的性格を異にし

ている。憲法が小学校から教えられているのはそ

のためでございまして、選挙法や民法とは違う扱

いになつていると承知をしております。

そういう中で、今御指摘のこの憲法改正につい

ての國民の参加ということになりますが、これ、

やはり國民としての権利の最も大事な部分である

と私は思つております。やはり、國の基本に関わ

る、全ての法律に優先して、その上に立つものと

いうことでござりますので、それに対しての國民

の意見を聞くということ、國民が意見を表明する

ということは、これは絶対に保障されなければい

けないものだというふうに思つています。

そういう中で、やはりその対象の範囲、國民投

票権者の範囲について、これはでき

ついて更に検討を加えるということ、この三つであります。

今日は第一回目の質疑でござりますので、この三つを、それぞれ基本的なことについてお聞きをしたいと思います。

今申し上げましたように、本改正案では、仮に法施行後四年が経過して、投票権年齢のみ自動的に十八歳となり、選挙権や成人年齢が二十歳のままで構わない、もちろん引き下げる努力をするということが前提でござりますけれども、非常に簡単に申し上げるとそういう結論でございま

す。

憲法改正の投票権年齢については、衆議院の議論を見てまいりますと、選挙権年齢や成年年齢との整合性が非常に問題とされて、今も議論がございました。しかし、この際、そもそも憲法とは何かという原点に立ち返つてこの問題を考えなければならぬ」と思つております。

憲法は、言うまでもなく、第九十八条にこう記されています。「憲法は、國の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」、このように定めております。憲法は主権者である國民が直接制定に関わる國の一一番大事な規則、すなわち最高法規でありまして、選挙法や民法などの法律とは基本的性格を異にしている。憲法が小学校から教えられているのはそのためでございまして、選挙法や民法とは違う扱いになつていると承知をしております。

もう今は発行されておりませんが、かつて新制中学の教科書、文部省が発行しておりました「あらわしい憲法のはなし」にはこのように記されています。「こんどはの憲法は、民主主義の憲法ですから、國民せんたいの考え方で國を治めてゆきます。そうすると、國民せんたいがいちばんえらいといわなければならないません。國を治めてゆく力のことを「主権」といいますが、この力が國民せんたいにあれば、これを「主権は國民にある」といいます。ここで留意すべきは、國民全体で投票の対象を憲法改正以外に拡大するかどうか

るだけ多くの人々に参加していただくということが必要であり、私たちも、現行法の中でも、いわゆる収監をされている人々や、あるいは公民権停止を受けている人々にも投票権を与えるということにいたしたわけです。

そして、年齢ということを考えれば、それはゼロ歳からという話もなくはないと思いますけれども、ただやはり現在の成年年齢等も考えまして、高校三年生で十八を迎えるわけありますが、十八歳以上ということと対応することがやはり大事ではなかろうかと、こういうことで、投票権年齢を十八歳以上にすることについては大方の合意をいただいているんじやないかと理解しています。

○西田実仁君 次に、公務員の政治的行為の制限についてお聞きしたいと思います。

憲法改正は、今申し上げました、主権者である国民が直接制定に関わる国の一番大事な規則、最高法規の改正であることは決して忘れてはならないと思います。公務員も主権者である国民の構成員であり、投票権者として憲法改正に直接関わる立場にございます。さらに、人権保障の拡大と国民主権の徹底は民主主義国家の歴史の流れであることを考えますれば、公務員の市民的、政治的権利を拡大する方向で検討すべきことは議論の余地がないと思います。

ただ一方で、民主主義国家における公務員とはどのような存在なのか、その理念を明らかにすることも不可欠でございます。国民主権の下で、公務員は主権者である全国民に共通する社会一般の利益のために働くなければならない、憲法十五条には、「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」と定められているわけであります。

そこで船田発議者にお聞きしますけれども、この原理原則から、憲法改正、国民投票をめぐる問題を検討する際、本案の附則にござります、法施行後速やかに規制の在り方を検討するとされておりまます、組織により行われる勧誘運動、署名運

動、示威運動については、どのように考えるべきとお考えでしょうか。

○衆議院議員(船田元君) 私ども、この公務員の運動の在り方ということについて議論いたしましたがござりますが、大前提としては、公務員もやはり国民、主権者の一人である、したがつて、少なくとも意見表明それから勧誘行為については

かかる限り自由であるのが望ましいということが一つ、要請としてあると思つています。しかし同時に、公務員の皆様は、大変社会的な地位もあります。されども、その影響力というのも大変大きいと

いうふうに思つております。だからこそ、公務員法でも地方公務員法でも規定をされていると、こういう状況にあります。

この二つの大前提をどうやって両立をさせようかといふことですと議論をしてきたわけでありますけれども、そういう中で、やはり純粹な勧誘目的を持つた行為というのは、これは禁止をしようと、こういふことで切り分けをさせていただきました。

そうなりますと、今度新たに、組織による勧誘運動というのはどうなんだろうか。やはり、組織を使いまして、しかもその組織による活動の中で、公務員自身がその指導をしたり企画をしたり、こういうことをやつた場合に果たしてどういふ影響が出るのかといふことについては、やはり大きな影響が出ることを私たちは懸念をしたわけでございます。

与党の中におきましてはこの方向性を一応決めさせたいたしまして、野党との話合いの中では、やはりまだ組織によりとくもの、組織の態様や、あるいはその公務員が指導をしたり企画をするという、その行為といふものをもう少し詳しく分析をする必要がある、こういふことで検討課題として附則に入れさせていただきまして、改めて附則に置き直したという形でございました。

次第でござります。

○西田実仁君 次に、国民投票の対象の拡大についてお聞きしたいと思います。

国民投票の対象の拡大につきましても、人権保障の拡大と国民主権の徹底が民主主義国家の歴史の流れであることに留意をしなければならないと思います。人権保障の拡大と国民主権の徹底を図

るためにには国民投票の対象を拡大する必要があることは論理上当然であり、積極的に検討されなければなりませんが、発議者はどのようにお考えでしょうか。

○衆議院議員(船田元君) お答えいたします。

いわゆる一般的国民投票制度の導入ということにつきましては、これはやはり憲法の持つている問題と同時に、国民投票という中で果たしてどうかべきと考えますが、発議者はどのようにお考えでしょうか。

ただ、私どもとしては、日本国憲法の予定している間接民主制との関係、一般的国民投票は直接民主制の一つの形態であろうと思われますので、その直接民主制と間接民主制との関係がどうなるのか。

まあ、あるいは、その投票の対象として何をテーマとするのか、これを誰が選ぶのかという問題もあります。それから、その国民投票の結果、これは強制するということはないと思つておりますけれども、どの程度、あるいははどういう場合にこれ

を尊重し、あるいはそれを国政に反映をしていくのか。その在り方についてまだまだ議論すべきものが多々あるというふうに思つております。

私どもとしては、宿題の一つでもござりますので、これについて新たに、先ほど議論にもありましたように、その意義、それから必要性の有無、その有無を取つたということ、あるいは、更に検討を加えるということで、更にという言葉を付け足して、改めて附則に置き直したという形でございました。

審査会が四、五回開かれるのであれば、そのうちの一回は一般的国民投票制度を検討するための審査会にすると、こういうことでも各党の間で合意をされたりますので、これを誠実に追求をしていきたないと考えております。

○西田実仁君 それに関連しまして、内閣法の第五条には、「内閣総理大臣は、内閣を代表して内閣提出の法律案、予算その他の議案を国会に提出し、一般國務及び外交關係について国会に報告する」とござります。ここには、憲法改正案の提出ということはどこにも書かれていないわけですが、これまでこの憲法改正以外のテーマについて議論がでてきたのかと。こういうことは、当然議論をこれからも続けていかなければいけないと思つております。

憲法改正案の提出については内閣には認めていないわけでございまして、憲法が持つている基本政策を変える変更というのも内閣の所管ではあります。もちろん、今、その他の議案というところに憲法改正案を入れるというのは法律的な常識からしてあり得ないというふうに思うわけあります。

今、国民投票の対象を拡大することについて発議者から御説明がございましたけれども、一方で、国民投票にかけるべき憲法の基本原則に関する変更について、解釈で変更できるというふうになれば国民投票法を整備する意味を失わせることにならないのか、発議者にお聞きしたいと思います。

今、件につきましては、既にこれまで議論をしてきたところでござりますけれども、やはり憲法の規範というものを考えますと、これは国民投票を行うことによつてまさに民意を問うという大

事な過程が当然あると思っております。

ただ、そういう中で、憲法の解釈の変更、憲法もやはり一つの法律の体系を成しておりますの

で、一般的の法律と同様に一定の解釈の幅というの

さらに、先ほど申し上げましたように、憲法

は当然認められるべきであると思つております。

ただ、憲法の場合には、先ほども申し上げたん

すけれども、その解釈として認められる範囲とい

うか、あるいは遊びというんですかね、そういう

部分はかなり狭くしておかなければいけないと私

自身は思つてゐるわけでございます。

そういう観点からしますと、現在の憲法の解釈

の変更によって一つの方向性を見出していくとい

うことについては、やはり一定の制限をしっかりと

加えながら議論をしていく必要がありますし、

また、そのことについては、国会の中だけでの議

論ではなくて、広く国民の皆様に理解をしていた

だく、場合によつては国民の皆さんからの意見あ

るいは意思といふものを確認することも、場合によつては考

える必要があるんじゃないかというこ

とで私のおとといの発言につながつたと、このよ

うに感じております。

○西田実仁君 最後に、本法案が成立いたします

と、いつでも国民投票にかけられることになります

して、国会で憲法改正を発議し、国民投票にかけ

ていくことができるようになるわけでございます

けれども、改めてこの意義につきまして発議者に

お聞きして、終わらたいと思います。

○衆議院議員(船田元君) お答えいたします。

今回は三つの宿題を解くということで、その結果

として、現在の法律では何處から投票していい

のか分からぬ、これを明確に表すということが

できます。それともう一つは、公務員の運動の規

制について、これまだまだ整理されていなかつた

わけですが、一定の整理ができたというふうに

思つております。このことによりまして憲法改正の国民投票制度が実際に動ける、動かすことがで

きる、こういう状況になつたことは大変大きな意

義があると、このように思つております。

もちろん、その具体的な憲法改正の中身の議論

というのは全てこれからのことです。この改正法律案は、それが成立をすれば憲法改正正

の一つの入口に到達をしたと、このようなことで

大きな意義がある、こう感じております。

○西田実仁君 終わります。

○清水貴之君 日本維新の会・結いの党の清水貴

之です。

議題となつてゐます国民投票法の改正案なん

ですが、我々日本維新の会は、昨年五月に、他党に先駆けて法

先駆けましてこの国民投票法の改正案を単独で提

出させていただいております。

そこでまず、日本維新の会の憲法改正に対する

考え方、馬場議員にお聞きしたいんですが、国民

投票法の三つの宿題に対するこれまでの取組、そ

して、今回八党での合意をしてとすることで共

同提案に至りました。ここでの辺りの経緯につい

て、馬場議員にお聞きしたいと思います。

○衆議院議員(馬場伸幸君) 清水貴之議員の御質

問にお答えいたします。

我々日本維新の会は、これまで誕生以来、二度

の国政選挙を憲法改正を掲げて戦つてまいりまし

た。言わば、日本維新の会の背骨が憲法改正であ

ると言つても過言ではないと思います。

言わざもがな、日本国憲法の施行後七十年近く

が経過をいたしましたが、この間、憲法は一度も

改正されず、社会情勢のドラスチックな変化に適

応していない、また想定されていないことが現在

の日本に起つていると考えております。例えて

言いますと、子供のときの服を大人になつて無理

やり着てているというのが今の日本国憲法の状態で

はないだろうかというふうに思います。

具体的には、東日本大震災等で議論が起つた

緊急事態条項や、昨今の国家の財政をどう健全化

していくかという財政健全化のための条項を憲法

法改正の是非を判断する国民の権利を保障するた

めにも、一日も早く国民投票を整備すべきだと考

えてまいりました。

その観点から、質問の中にもございましたが、

我々日本維新の会は、昨年五月、他党に先駆けて法

案を提出し、国民投票法の改正の議論をリードし

てきたという、そういう自負を持っています。

私も衆議院の憲法審査会の幹事会で、嫌がられる

ほど毎回この問題について審議をしてくれとい

うと要望をしてまいりました。

今回、自民党、公明党の合意案が提示され、

我々日本維新の会が提出していいた法案と中身にお

いてほぼ同じ内容であるという判断の下、国会の

不作為とも言える状況を解消すべく、一日も早く

国民投票法の改正案を成立すべきだ、そういう考

えの下、この共同提案に賛成をしたわけでござい

ます。

以上でござります。

○清水貴之君 同じ質問になりますが、結いの

党、馬場議員にもお聞きしたいと思います。

憲法改正に対する考え方、そして国民投票法の

三つの宿題に対するこれまでの取組など、お聞か

せください。

○衆議院議員(馬場伸幸君) 御指摘のように、憲

法改正の国民投票運動については、公務員があつ

ても特定の政治的目的を持たない賛否の勧誘は自

由に行えるようすべくと、そういう観点から

は、今回、純粋な賛否の勧誘、意見表明について

は現行の公務員法制定にかかわらず解禁としたところ

でござります。しかし、一方で、公務員の政治的中立性や公務の公正性、これに対する国民の信頼は確保されなければならない、こうした観点から

も必要と考へておるところでござります。

○清水貴之君 そこで、これまでにも議論のテーマとしてここに上がつておりますけれども、三つ

の宿題の一つ、公務員による政治的行為の是非、これについてお聞きしていただきたいと思います。

公務員の国民投票運動に関する組織により行わ

れる勧誘活動、当初、自公案では禁止されていた

ところが、民主党と交渉が進んだ結果、附則

に盛り込まれることになったというふうに理解をしております。

我々維新の会なんですが、地方公務員の政治的

中立性の確保のための地方公務員法等の一部改正

案を提出するなど、やはり一定の制限は必要では

ないかというふうに考えておるわけなんですが、

この辺りの思い、考え方を、馬場議員、お聞かせく

ださい。

○衆議院議員(馬場伸幸君) 御指摘のように、憲

法改正の国民投票運動については、公務員であつ

ても特定の政治的目的を持たない賛否の勧誘は自

由に行えるようすべくと、そういう観点から

は、今回、純粋な賛否の勧誘、意見表明について

は現行の公務員法制定にかかわらず解禁としたところ

でござります。しかし、一方で、公務員の政治的中立性や公務の公正性、これに対する国民の信

頼は確保されなければならない、こうした観点から

は現行の公務員法制定にかかわらず解禁としたところ

でござります。しかし、一方で、公務員の政治的中立性や公務の公正性、これに対する国民の信

頼は確保されなければならない、こうした観点から

は現行の公務員法制定にかかわらず解禁としたところ

でござります。しかし、一方で、公務員の政治的中立性や公務の公正性、これに対する国民の信

頼は確保されなければならない、こうした観点から

は現行の公務員法制定にかかわらず解禁としたところ

でござります。しかし、一方で、公務員の政治的中立性や公務の公正性、これに対する国民の信

頼は確保されなければならない、こうした観点から

は現行の公務員法制定にかかわらず解禁としたところ

でござります。しかし、一方で、公務員の政治的中立性や公務の公正性、これに対する国民の信

ります。ただ、この法整備については、法的には憲法改正国民投票の実施の前提条件とはされていません。しかし、日本維新の会としては、公正な誘導運動等の規制は必須であると考えており、各党各会派と協議し、共通認識を得た上で、初回の国民投票までに必ず成案を得て法整備を行いたいと考えているところでございます。

○清水貴之君 船田議員にもお聞きしたいんですけれども、この公務員による政治活動の制限、自民党の中でもかなり強く求める積極的な声も多いというふうに聞いております。ただ、今回は今後の検討課題ということになつたわけなんですが、この自民党の中の声も踏まえまして、船田議員の考え方をお聞かせください。

○衆議院議員(船田元君)

お答えいたします。

公務員による政治的行為に関しまして、特に組織的な運動の規制ということにつきましては、我が党の中でも昨年の秋、党内でのこの改正の方向についての議論をやさせていただきました。多く皆様から、やはりこれだけの勧誘運動等で、公務員の運動は純粋なものに限つては自由であると、こういうことにすれば、新たな問題としてやはりそういうことを組織的にやることはどうなのか、そういう議論が多々出されたところでござります。

そこで、我々としましては、組織によりという

ことで、さらに公務員が企画、主宰、指導するといふ主導的役割を果たす場合においてこれを制限することでどうかということで、自民、公明の間で協議をし、一応の結論を得たわけであります。しかしながら、各党との協議の中で、やはり、組織によりの組織はどうまで含めるのか、あるいは勧説、署名、示威運動、三つの行為類型に過不足はないのかどうか、あるいは企画、主宰、指導という役割が必要にして十分なのかということが問題として上がりまして、より緻密な検討が必要である、このようになつた次第でござります。

私はもととしては、もちろんこれは諦めたわけではありませんで、今後できるだけ速やかに、我が党と日本維新の会の方からも御意見が強く出でますので、その協議を行うことはもちろんのこと、各党間の話合いの中でも何としてもこれは取り上げていきたい、このように思つてはいるわけでございます。

○清水貴之君 今ありました各党間での話合いの中で、ということと、民主党さん、枝野議員にお聞きしたいんですけども、の中にはやはりこの制限に今度逆に反対する声の方が多いというふうに聞いているんですけども、その辺り、民主党さんはもう判例積み重なつておりますので、最高裁でもただけますでしようか。

○衆議院議員(枝野幸男君)

まず、民主党云々と聞いています。以前に、公務員の政治活動については、これ

と、言葉としては合理的かつやむを得ない場合に限られるべきである。これはもう確定判決、判例ですので、これに反するような規制掛けたら、最初の国民投票のときには憲訴訟が起つて、国民投票で賛否が多いか少ないかとかという以前に、この国民投票は有効なのかどうかという物すごく問題を生じさせてしまう。これは憲法をより良く変えるような流れができるときであつても大変禍根を残すことであろうと。

もちろん、必要最小限の規制は受けるべきであ

るという観点からは、特に間違いくなづく過度に

広範な規制で、これ憲法違反になると。

○清水貴之君 憲法違反の国民投票なんかやつてしまつたら本

当に禍根を残すということで、慎重の上にも慎重

な議論が必要である。特に、立法事実をしつかりと示していただいているふうに思つて

います。

○清水貴之君 としますと、今お話を聞いています

と、じゃ、今後どのように議論を進めていくのか

など、どのように一致点を見出していくのかなどと

いうことで船田議員にお聞きしたいんですけども、この政治的行為に関しては、組織的な運動の

規制、検討ですね、必要な法整備を速やかに行なうと、これ附則に明記がされているわけです。です

から、今後速やかにどのよう議論を進めていくのか。この附則に書かれているわけなんですが、

が党と日本維新の会の方からも御意見が強く出でますので、その協議を行なうことはもちろんのこと、各党間の話合いの中でも何としてもこれは

そういうことの土台そのものをどうするのかとい

う、その土台を決めることですので、そのことに

ついて賛否を示したり、あるいはそのことについ

て、俺は賛成だから賛成してくれよということを

公務員の地位を利用することなくすることについて規制をするということは、合理的かつやむを得ないという範囲を超えてはいるのではないか

といふふうに考えます。

ただ、もちろん、それでもこういう弊害がある

んだという立法事実があれば、必要最小限度の範

囲で規制をするということについて反対をするつ

もりはありませんが、なぜ組織によりだと中立性

などについての侵害が生じるのか、なぜ主宰をし

たり企画をしたりすると中立性などに対する侵害

が生じるのか。

例えば、これは衆議院でも御答弁申し上げまし

たが、先ほど来た話のとおり、例えばNPO団体

の役員の中に一人公務員が入つていましたと。N

P.Oの役員の間ではこの人が公務員だということ

はほとんど誰も知らない。その人が公務員やつて

いること、公務員になるぐらいですから事務処理

能力高いから企画書を書く仕事をやりました。で

も、それ公務員が企画書を書いたなんて誰も知ら

ない。でも、それ処罰する、全く立法事実ない。

きちんと処理をしていきたいと考えています。

それから、附則の重みということでござります

が、やはりこれは附則に書かせていただいたから

には、これはきちんと、それがどういう結論にな

るか分かりませんけれども、その議論をして、一

定の期間で、速やかにと書いてありますので、一

定の期間で結論を出すというのこれは当然やる

べきことと、我々に課せられた課題である、責任

であるというふうに思つております。

○清水貴之君 そして、これもこれまでの議論で

あるべきことと、我々に課せられた課題である、責任

であるというふうに思つております。

○清水貴之君 そして、これが規制が許されると

出た部分ではあるんですが、純粋な国民運動、勧

誘運動についても聞かせてください。

○清水貴之君 賛成、反対の投票を知人らに勧誘する行為、憲

法改正に関する意見表明、これについては可能に

とすることなんですね。先ほど船田議員が例とし

まして、国政選挙で特定の候補者のことを応援す

るとかそういうことを意思表示する、これはも

う駄目だよとすることをおっしゃられました。も

ちろん、これは今回のルールには反するわけです

から駄目な非常に分かりやすい例だと思うんです

けれども、ただやはり分かりにくい部分というの

もたくさん出てくるんじやないかなと思うわけで

すね。

個人として動いていたとしても、明らかにその地元はある組織をよつてあだん活動している方が、いや、これは個人だからと言つたところで、いやいや組織じゃないかと思われる部分もあるでしようし、この辺り、本当にグレーな部分とうふうに思つてしまつ。だからこそしつかりと整備をしなければいけないんじやないかと考へるわけなんですけれども、この辺り、どのように判断をしていくといふうに考へてはいるんでしようか。

○衆議院議員(船田元君) お答えいたします。

先ほども、中川先生からの御質問にも入つておりました。そして答弁をしたことではございますけれども、ちよつと繰り返しになるかも知れません。公務員でありましても、国民としての資格で費否の勧誘、意見の表明を行うことは広く認めるべきだけれども、もう一方の要請として、公務の中立性、公正性、それに対する国民の信頼、こういったものはやはり確保されなければいけない。この二つの課題をどう解決をしていくのかという点で大変いろんな問題が出されました。結果として我々は、やはり純粹な国民投票運動に限つてこれを許容する、他の法令により禁止されている他の政治的行為を伴う場合は許容の範囲外としたところです。

その上で、御指摘のよう、純粹な国民投票運動とそうでないものをどうやって切り分けていくのかということにつきましては、現行法に照らして禁止されている他の政治的行為を伴つてあるのがのみ着目をすればいいのであって、そのような行為の存在が認定できれば、それは今回の改正案でも許容できない行為となるといふうに理解をしております。

そして、純粹でないものということで例示をいたしました点は、これは国家公務員法、そして人事院規則、そして地方公務員法それぞれに書いてあるわけでございますが、やはり特定の政党、個

人あるいは内閣の支持、さらには政治的な方向性に影響を与える、そういうものの、このことにつ

いてはやはり純粹ではないといふうに当然判定がされますので、それはこれまでの判例にもありますし、このものをやはりきちんと国民投票運動においても適用することは十分に可能であると思つております。

○清水貴之君 最後に馬場議員に一点お聞きしたいんですけど、投票年齢が引き下げられると非常に大事になつてくるんじゃないかなと思うんですけど、非常に大事になつてくるんじゃないかなと思うことで、今後は、そういう法律に関する教育というものが非常に大事になつてくるんじゃないかなと

いうふうに考えます。今後、投票年齢引き下げられることに伴う憲法教育の重要性についてお聞かせいただけますでしょうか。

○衆議院議員(馬場伸幸君) 今、清水議員の方から重要な御指摘をいたいたと思います。

憲法教育の重要性というものは非常に私も思つておるところですが、現行は、小学校の学習指導要領の社会、中学校、高校の指導要領の中に一応日本国憲法の三大原理を始めとして憲法に関する一定の記述はあるところであります。しかし、私の体験を振り返つてみても、きちっとしてあるといふ記憶が全くございません。

要するに、大切なのは、指導要領に記述があるということではなくし、本当に実を伴つた内容の憲法教育がなされているかどうかという点であると思ひます。これは教育全般に波及する問題と考えられます。十八歳投票権を機として、児童生徒が日本国憲法に関する正確な知識を得、その前提出して憲法に対する興味をかき立てられるよう、我々としても関係法制の整備に向けて積極的に提案していくことも含め努力していきたいと考えております。

以上でござります。

○清水貴之君 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○松田公太君

みんなの党の松田公太です。

来年の八月十五日で戦後七十年となるわけです。

が、初めの焼野原から復興が始まった頃、その後の米ソを中心としました冷戦の下で日本が高度

の経済成長を成し遂げた頃、そして今の、米国の

軍事力が低下しまして、日本の経済が低迷し、東

アジア情勢が非常に複雑さを増しているという現

在とでは、当たり前のことですけれども、国の政

策や法律は大きな変化があつてしかるべきだと考

えております。

しかし、日本国憲法は、国家の基本を定める最

高法規とはいえ、施行後六十八年、一度も改正が

ないというのが現状です。日本には変化のないこ

とを一つの美学と捉える向きもありますけれど

も、歴史を見ても自然界を見ても、変化なしに生

き延びることができたものは一つもない私は

思つております。

みんなの党は、国民の手に政治を奪還するとい

う基本精神の下、結党以来、様々な政策を提言し

てまいりましたが、國の形を見直すための憲法改

正もその一つだと考へております。そういう意味

では、今回の国民投票法の改正は、七年もの間立

ち止まつていた憲法改正に必要な法整備を進め

るもので、とても重要であります。

みんなの党は、共同提出者になりまして、衆議院で賛成票を投じました。しかし、我々が提案してきたものと比較しますと、あと少し踏み込むべきではないかと思われる部分が幾つかありましたので、今日はその点を中心にして、三谷英弘議員を中心に御質問をしたいと思つております。

その意味では、この十八歳というものを四年後

といふことではなく、速やかに十八歳といふことを求めてきたわけですが、しかしながら

、今回の憲法改正国民投票法の改正案というも

のについては、これはできるだけ多くの会派の賛

同を得たいという自民党船田議員の提案もありま

して、我々としても憲法改正というものは今の現

状の中では極めて重要なものであるという認識か

ら、この点について意見が相違をするからとい

て、じや、この憲法改正国民投票法案に乗らない

かと、そういうことはなかなか難しい、む

しろそのことによるデメリットというものは大き

いのではないかといふうな判断から、我々み

んなの党いたしましては、今回に関しては、投票

権年齢は十八歳といふものが四年後であるという

です。

みんなの党としても、かねてから投票権年齢を

十八歳以下に引き下げるべきだと主張してまいり

ました。今回の改正では、十八歳への引き下げは決

まりました。この結論に至るまで発議者の間ではど

うふうに議論が行われ、どのような経緯でその結

論に達したのか、教えていただければと思いま

す。

○衆議院議員(二谷英弘君)

松田委員の御質問に

お答えさせていただきます。

おつしやるとおり、みんなの党いたしまして

は、以前から国民の手に政治を奪還するとい

うことになりますが、当然ながら、政治的な行

為とが党のポリシーとして決まつております。そ

の内で、しっかりと国民一人一人の声というも

のを政治の世界に反映させることを主眼として活動

してまいりました。その中で、この投票権年齢、

選挙権年齢、御質問のまずは投票権年齢からとい

うことになりますが、当然ながら、政治的な行

為とが党のポリシーとして決まつております。そ

ういうものについて、そしてその声というものを

見つめ、それを政治の世界に反映させるべきという観点

から、できるだけ早期にこの投票権年齢を認める

べきだというようなことを考へさせていただいて

おります。

その意味では、この十八歳というものを四年後

といふことではなく、速やかに十八歳といふこと

を求めてきたわけですが、しかしながら

、今回の憲法改正国民投票法の改正案といふ

ものについては、これはできるだけ多くの会派の賛

同を得たいという自民党船田議員の提案もありま

して、我々としても憲法改正というものは今の現

状の中では極めて重要なものであるという認識か

ら、この点について意見が相違をするからとい

て、じや、この憲法改正国民投票法案に乗らない

かと、そういうことはなかなか難しい、む

しろそのことによるデメリットというものは大き

いのではないかといふうな判断から、我々み

んなの党いたしましては、今回に関しては、投票

権年齢は十八歳といふものが四年後であるという

投票の制度があるG-8の六か国では、日本以外の五ヵ国で十八歳以上に投票権を認めています。また、その他の主要先進国でも十八歳以上としている国が大半であり、世界の趨勢となつてゐるわけ

「さうですが、

○衆議院議員（三谷英弘君） 教えていたければと思ひます
お答えいたします。

明確なんですね。されども、数年たてばみんな成年になってしまふという意味では、大同團結して権利を守らん、といふことを言つておきたい。

は国民はもとの決定に参加していないために、国民投票を実施するべきだと思うのですが、いか

しかしながら 今回の法案の中で前回と何か違
うのかといふと、この投票権年齢と選挙権年齢と
いうのはリンクをさせていないということでござ
います。投票権年齢、そして選挙権年齢、これは

このトメイン投票制 非常に面白い
そして
から検討すべきそういうテーマではないかと
うふうに考えております。今まではどうしても
これらの政治を考える、次世代のための政治

これが何と言ふことを構造的(も)うかしる
グループなんです。そういう人たちに對してどのように権利を与えていくのかといふのは、まさにこれは政治の役割だというふうに考えております

○衆議院議員(三谷英弘君) お答えいたします。
かでし。シカ
今御指摘いただいたとおり、そもそも、みんな
の党的アジェンダ、政権公約の中に、少なくとも

同じ参政権グループに属するというものの「」が、ますから、当然ながら一致していることが当然になります。しかし、なぜこれが、そのことによつて、望ましいわけですが、そのことによつて、進まなかつたという過去の例もありますので、まずは四年後ということで、こちらとしてもある意

考えるといふことを言いましても、その声といふものを発露する場所というのが若い、特に未成熟者には与えられてこなかつたといふ構造的な問題を解決する一つの例ではないかといふふうに考ておられます。

し、いろんな声があることは十分認識をしておられますけれども、しかし、ながら、我々みんなの入党をして、まさに国民の手に政治を奪還する、その一環として、若い方々に政治を開放するということを

国民投票というものを導入するべきだということは挙げさせていただいております。様々な政治的な課題というものをどうな形で処理をしていくのか、我々みんなの党としては、国民の声をしっかりと政治の世界に反映させるという観点から

味手を打たせて、いただいて、四年後には確實に少なくとも投票年齢が十八歳に引き下がるといふことの中で、そのほかの議論というのも他党の皆様と議論をさせていただこうと、うふうに考へて、いる次第でござります。

○松田公太君　国民投票の権利自体は全國民一般に持つてゐるという声をしつかりと受け止めて、是非発議者の間でも議論をしていただければと、ふうに思います。

一を先に、二つ質問に多うござりますが、まず第一の質問であります。

ら、重要な政策課題についてはしっかりと国民投票というものを行なうべきだということを以前から一貫して主張させていただいているわけでござります。

今回の憲法改正国民投票法案の中では、一般的な国民投票についてのその定めといふものはこれまで議論としておきましたが、それもあくまでも、一貫して主張させていただいているわけでござります。

今、御答弁の中に選舉権年齢についての話を記入しておるが、一部入つておるましので、本日も各委員から質問をうけられ、また発議者の皆さんからもこの点についてお尋ねをうけますので、ちょっと二番目の質問へお進みください。二番目の質問は、質問通告しておりました部分は割愛させていたが、だきまして、三番目のドメイン投票制についてお聞きしたいというふうに思います。

ないかといふ提案も既にいたたいてあるところはござりますし、私自身はこれに参加しなかつてわけではございますが、昨年行われた憲法審査のメンバーによる海外派遣の中では、ドイツは、もう既に全ての生まれた子供たちに、「ドイツののですけれども、選挙権を与えた上で親が代投票する」という法案、まさにこれドメイン投票

引き続き、次の質問に答えてください。
国民投票の対象拡大の必要性についてお聞きしたいと思います。

に記事をしておら。せんが、それがおこるまでは、そういうふた一般的な国民投票というものを諦めていたわけではありません。そうではなく、しつかりと、この八党の中で確認書という形で合意をさせていただきましたけれども、定期的に衆参の憲法審査会の場において議論するということの中でのこの必要性を理解を広めていくと。

選挙権年齢の引下げは選挙権を拡大するものなんですねけれども、選挙権の拡大という意味においては、ドメイン投票制の導入という議論もしばしばこれは有識者や国民の間でも出てきているわけです。

ですが、この法案が超党派で国会に提出された
いうような事例もございます。

そういう議論をこれから行っていくといふこと
が極めて重要なこと。特に投票権そして
選挙権に関しては、これは衆議院の方で私そして

う、それぞれの幹事会等において協議・決定を
する。」という弱い内容になつております。

そして、先ほど船田議員からも答弁の中でお答えされましたけれども、これは以前の憲法改正国民主投票法案の中での附則とは違いまして、「の有無」というものが取り除かれたというものは、一歩もう既に次元が進んでいるんだというような状況

ドメイン投票制とは、投票年齢未満の子供たちに対する権利としては投票権を与える、それを親が代理で行使するということを認めるというものです。この制度は国民投票にも導入できます。この制度は、今回法改正の目的である投票権の拡大を強力に推し進めることにつながるのでではないかなどと、いうふうに思っております。

国民投票法の改正に当たっては、ドメイン投票制についての議論というものは何かされたのか、

野議員の方から話をしたことでもございますけれども、例えば納税額によって投票権を認めていいということは、その納税していない人たちから投票権を認めろという声は出しやすいわけです。たゞ、男性にしか投票権を与えていないという状態では、女性というカテゴリーから投票権をくされいう声はこれ出やすいわけです。

しかしながら、若年者にどのように投票権をえるかということについては、それはカテゴリーとしては、投票権がないカテゴリーとしてはこ

うにするべきだと主張してまいりました。現在、そのようなことができないため、例えば郵政民営化のときがそうであったように、衆議院の解散総選挙が一つの政策についての民意を問う手段されてしまっている状況です。しかし、選挙で、ワンイシューを問うというやり方は弊害を生む可能性があるということは、審査会の皆さんもよく御認識されていることだと思います。

そこで、発議者三谷英弘議員にお聞きしますが、国の未来を変えるような大きな問題について

況でござります。そういうふたものをこれからしっかりと各会派議論をして、一刻も早いそういうふたを国民投票法案というものをその制定に向けて努力を続けてまいりたいと、このように考えております。

聞きしたいと思います。

本法案が通れば、憲法改正を国民に提案した後の承認手続つまりは国民投票について実施のための具体的な道筋が固まるわけです。しかし、そこに至る手前の前段の手続、すなわち国会の発議の部分については、憲法九十六条规定で定めます各議院の総議員の三分の二以上の賛成という。余りにもこれは言つてしまえば厳しいハードルがあるため、実現が厳しい状況のままではないかなというふうに考えております。

国民投票の手続は、国会の発議がなされる現実的な可能性がなければ意味を持たないのでないかなというふうに思つておられるわけですが、それとも、発議者の間では、このある意味入口の部分ですね、国民投票が出口だとしまして入口の部分の国会での発議、九十六条の定めるこの厳しい要件についての何か議論は行われたのでしょうか。

○衆議院議員(三谷英弘君) お答えいたします。

今回の憲法改正国民投票法案の議論の中では、

この点についての明示的な議論というものは行われておりませんでした。しかしながら、みんなの党といたしまして、今回の憲法改正国民投票法というものをしっかりと改正をしていくというところには、当然ながら、それに引き続いて憲法改正というものが具体的な俎上に上ってくるということは理解をしております。

しかしながら、現在の九十六条というものが、各議院の三分の二以上の賛成というものは、これに余りにも要件としてハードルが高過ぎるということは、これは松田議員の御指摘のとおりではないかと考えております。その意味で、政党としては、この要件の緩和というものを今訴えさせていただいているところでござります。

○松田公太君 ありがとうございます。

国会の発議についての九十六条の要件というも

のは、憲法改正に立ちはだかる大きな壁である

と考えております。それが国民の手からある意味憲法を遠ざけてしまつてはいるのではないかなどと、いうふうにも考えておられるわけです。改正の検討は必要だと、そういう意味でも思つておられるわけです。

ただ、忘れてはならないのは、これは私どもも政策の中でもずっと訴えてきているわけですが、その前に、九十六条の改正の前にやるべきことがあるというなんですね。それは、選挙制度や政黨を含めた政治改革でありまして、また中央集権の打破だというふうに考えているわけです。それを念頭に今後も九十六条の議論を続けていただきたいと思います。

引き続きまして、ネット選挙についてお聞きしたいと思います。

今回の国民投票法の改正は若者の政治参加を促すという意義があると思いますが、それは選挙においても、当たり前ですが、重要です。

少しちよつと話がそれてしまうんですけども、私も、選挙期間中のインターネット解禁を実現するためにつくられた各党協議会、これはインターネットを使つた選挙運動解禁に関する各党協議会という名前前であつたんですが、そこのメンバーをさせていただいておられるわけです。解禁の機運を高めるために、みんなの党としては、二〇一二年に単独で議員立法、二回法案提出を行つております。こういつた動きが多少なりとも、このインターネット選挙期間中解禁するということへ

の道筋をつくることができたのではないかと考えております。

ネット選挙は昨年の参議院選挙を機に解禁されたわけですが、公職選挙法では未成年者の政治運動が禁止されているんですね。そのため、未成年者は、候補者のメッセージ、SNS、例えばツイッター、これをリツイートすることもできないという状況が続いているわけです。それを守らなかつた場合は、罰則として一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金という刑もあり得るわけで

す。これではなかなか若者、政治参加、逆に若者

を萎縮させるだけで、なかなか参加を促すということはできないのではないかというふうに考えております。

この国民投票法とはちょっと話が違うということは重々承知の上でお聞きしたいと思っているんです。ただ、例えればインターネットに関しては年齢制限をなくすということを考えてもよいのではないかなどと思つているんですね。これについて、国民投票年齢の引下げということが発議者の間で十分に議論されたというふうに思うわけですが、そういった御意見、参考までに、どのような話があつたのかということをお聞かせいただければと思います。

○衆議院議員(三谷英弘君) この国民投票運動に関する規定は、そもそも未成年者による国民投票運動を禁止する規定はないということをごぞいますので、この年齢の引下げというものによつて、実際に投票できるかどうかというものにはかかわらず、国民投票運動として、そしてインターネットを使っておることも自由にできるというような状況が憲法改正については実現できるというわけになります。

一方で、公職選挙法に基づく選挙権年齢、その引下げと絡んで、どういったインターネットを使わせるか、どういつたことまでさせるかといふことなんですが、実は、公職選挙法に基づく未成年者に何で政治運動、選挙活動をさせないかといふことの根拠ですが、これ、コンメンタールによりますと、心身未成熟な未成年の保護をするために設けられた規制だと。これ、もうちょっとと具体的に言うと、か弱い子供に低頭哀願させることが児童虐待につながるということを懸念したと、そういう観点から、未成年者の選挙運動をこれはやらせないとということだそうなんです。だとすれば、インターネットでリツイートするだの何だの、そ

ういったことが児童虐待に果たしてつながるのかどうかといふふうにはならないだろとはこれはもう普通に考えられるので

はないかというふうに考えておりますので、一般的な選挙運動の中でインターネットというものは別異に取り扱うこととはできるんじやないかといふことは、これは説明をすれば各会派から理解をいたくことはできるのではないかと、そのように

思っているところでござります。

○松田公太君 ありがとうございます。

時間となりましたので、終わらせていただきま

す。どうもありがとうございました。

○会長(小坂憲次君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○会長(小坂憲次君) 参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求める意見を聽取ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(小坂憲次君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを会長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(小坂憲次君) 御異議ないと認め、さよならを決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十七分散会

五月十六日本審査会に左の案件が付託された。

一、日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願(第一四九七号)(第一四五八号)(第一四九九号)(第一五〇〇号)

一、憲法の改悪に反対し、九条を守り、平和のためいかすことに関する請願(第一五〇五号)

一、憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請願(第一五一九号)

第一四九七号 平成二十六年五月二日受理
日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願

請願者

山口県周南市 倉重雅子 外六千

紹介議員

市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一四五七号と同じである。

第一四九八号 平成二十六年五月二日受理
日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願

請願者 岩手県盛岡市 市原和子 外六千

紹介議員

百十八名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一四五七号と同じである。
第一四九九号 平成二十六年五月二日受理
日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願

請願者 川崎市 影山直和 外六千百十八

紹介議員 紙 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一四五七号と同じである。

第一五〇〇号 平成二十六年五月二日受理
日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願

請願者 東京都杉並区 石田英司 外六千

紹介議員 紙 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一四五七号と同じである。

第一五〇一号 平成二十六年五月二日受理
憲法の改悪に反対し、九条を守り、平和のためにいかすことに関する請願

請願者 北海道雨竜郡秩父別町 宮島直

紹介議員 紙 次 外二十七名

智子君

この請願の趣旨は、第九五六号と同じである。

第一五一九号 平成二十六年五月七日受理
憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請

願 請願者 北海道樺戸郡新十津川町 片山幸
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第九五六号と同じである。

日本国憲法は、おびただしい犠牲をもたらした戦争への深い反省から、平和と民主主義の願いを込めて作られた。取り分け、戦争の放棄と戦力を持たないことを定めた第九条は、戦争のない世界を目指す世界の流れの先駆けとして、人類的価値を持つている。しかし今、国防軍の創設など第九条を変え、第九十六条の憲法改正要件を緩めるなど、憲法改悪の動きが一気に強まっている。また、日本への武力攻撃がないのに、アメリカと一緒に海外で戦争する集団的自衛権の行使に突き進もうとしている。今日本がすべきことは、憲法の平和原則をいかした平和の外交である。

ついては、次の事項について実現を図られたい。
一、憲法の改悪に反対し、憲法第九条を守ること。